

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（一時保管エリアの解消作業）に係る面談
2. 日時：令和6年1月15日（月）16:00～16:45
3. 場所：原子力規制庁6階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
松田室長補佐、森審査班長、山下安全審査専門職
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
プロジェクトマネジメント室 担当2名（テレビ会議システムによる出席）
福島第一原子力発電所 担当4名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、実施計画の変更認可申請（一時保管エリアの解消作業）について、資料に基づき説明があった。

○原子力規制庁は説明を受けた内容について事実関係を確認するとともに、主に以下のコメント等を伝えた。

- 「Ⅱ.11 放射性物質の放出抑制等による敷地周辺の放射線防護等」に関して、一時保管エリア解消作業時における飛散抑制対策について、その目的及び具体的な方法を示すこと。また、図内で示している内容を、凡例等でその設備が把握できるように示すこと。
- 「Ⅱ.12 作業員の被ばく線量の管理等」に関して、放射線被ばく管理措置を講ずるために線量管理値を定めているが、各線量管理値が持つ意味合いを示すこと。

○東京電力より、上記コメントについて了解した旨の回答があった。

6. 資料

- 福島第一原子力発電所特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について等への適合性について（一時保管エリアの解消作業について）

以上